

様式 A - 2

不利益処分一覽表

(令和 6 年 (2024 年) 1 月 25 日作成)

[所管：市民協働部 人権政策課]

[illegible]

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		とよなか国際交流センターの使用承認取消し
根拠法令及び条項		とよなか国際交流センター条例 第6条
所管部課（室）係名		市民協働部 人権政策課
処 分 基 準	関係条項	とよなか国際交流センター条例 第5条、第10条、第11条、同条例施行規則 第10条
	基 準	以下に該当するときは使用の条件を変更し、又は承認を取り消すことがあります。 (1) 使用承認の条件に違反したとき。 使用承認の際に附した条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく市規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。 ①とよなか国際交流センター条例第10条に掲げる義務を履行しないとき。 ②とよなか国際交流センター条例第11条の承認を受けずに特別の設備又は装飾をしたとき。 ③とよなか国際交流センター条例施行規則第10条に規定する届け出をしないとき。 ④管理上必要な職員の指示に従わないとき。 (3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。 使用承認申請書に記載された目的以外の用途に使用したため、とよなか国際交流センター条例第5条（使用制限）に定める理由に該当することとなったとき。 ※使用承認に係る審査基準を参考にしてください。 (4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。 (5) 管理上支障があるとき。 (3) に該当する場合のほか、とよなか国際交流センター条例第5条（使用制限）に定める理由に該当することになったとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		とよなか国際交流センターの入館禁止
根拠法令及び条項		とよなか国際交流センター条例 第7条
所管部課（室）係名		市民協働部 人権政策課
処 分 基 準	関係条項	とよなか国際交流センター条例 第5条
	基 準	以下に該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることがあります。 （１）他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯するもの。 ①凶器又はこれに類する物を所持する者その他入館者に危害を及ぼすおそれがあると認められる者 ②異臭を放つ物品を所持している者 ③拡声器又はこれに類する物を使用している者 ④大型又は危険な動物その他入館者に不快感を与える動物を所持している者 （２）管理上必要な指示に従わない者 （３）その他管理上支障があると認められる者 ①放歌、放言をし、入館者に迷惑を及ぼす者又はセンターの設置目的を損なう言動を公然と行う者 ②その他上記に準ずる者
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		とよなか男女共同参画推進センターの使用承認取消し
根拠法令及び条項		とよなか男女共同参画推進センター条例第 6 条
所管部局課室係名		市民協働部 人権政策課
審 査 基 準	関 係 条 項	同条例第 5 条、第 10 条、第 11 条、同条例施行規則第 12 条
	基 準	以下に該当するときは使用の条件を変更し、又は承認を取り消すことがあります。(第 6 条第 1 項第 1 号～第 5 号) (1) 使用承認の条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく市規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。 ①とよなか男女共同参画推進センター条例第 10 条に掲げる義務を履行しないとき。(同条例第 10 条) ②とよなか男女共同参画推進センター条例第 11 条の承認を受けずに特別の設備又は装飾をしたとき。(同条例第 11 条) ③とよなか男女共同参画推進センター条例施行規則第 12 条に規定する届出をしないとき。(同条例第 12 条) (3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。 使用承認申込書に記載された目的以外の用途に使用したため、同条例第 5 条（使用制限）に定める理由に該当することとなったとき。(同条例第 5 条) ※使用承認に係る審査基準を参考にしてください。 (4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。 (5) 管理上支障があるとき。 (3)に該当する場合のほか、虚偽の申込又は利用形態により、とよなか男女共同参画推進センター条例第 5 条（使用制限）に定める理由に該当することとなったとき。(同条例第 5 条)
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 14 年（2002 年）10 月 18 日設定 （平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 2

不利益処分 of 処分基準

処 分 名		とよなか男女共同参画推進センターの入館禁止
根拠法令及び条項		とよなか男女共同参画推進センター条例第 7 条
所管部局課室係名		市民協働部 人権政策課
審 査 基 準	関 係 条 項	同条例第 5 条
	基 準	以下に該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることがあります。 （条例第 7 条第 1 号～第 3 号） (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者。 例示すると以下のとおりです。 ①凶器又はこれに類する物を公然と所持する者その他入館者に危害を及ぼすおそれがあると認められる者。 ②異臭を放つ物品を所持している者。 ③拡声器等を使用している者。 ④大型又は危険な動物その他入館者に不快感を与える動物を所持している者。 (2) 管理上必要な指示に従わない者。 (3) その他管理上支障があると認める者。 例示すると以下のとおりです。 ①放歌、放言をし、入館者に迷惑を及ぼす者又はセンターの設置目的を損なう言動を公然と行う者。 ②その他上記に準ずる者。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 14 年（2002 年）10 月 18 日設定 （平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		人権平和センターの使用承認取消し
根拠法令及び条項		豊中市立人権平和センター条例第 6 条
所管部課（室）係名		市民協働部 人権政策課 人権平和センター
処 分 基 準	関係条項	豊中市立人権平和センター条例第 1 0 条、第 1 1 条、 豊中市立人権平和センター条例施行規則第 1 2 条
	基 準	以下に該当するときは使用の条件を変更し、又は承認を取り消すことがあります。 (1) 使用承認の条件に違反したとき。 ※使用承認にかかる審査基準を参考として下さい。 (2) この条例若しくはこの条例に基づく市規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。 (3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。 (4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。 (5) 管理上支障があるとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		人権平和センターの入館禁止
根拠法令及び条項		豊中市立人権平和センター条例第 7 条
所管部課（室）係名		市民協働部 人権政策課 人権平和センター
処 分 基 準	関係条項	豊中市立人権平和センター条例第 5 条
	基 準	以下に該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることがあります。 (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者。 (2) 管理上必要な指示に従わない者。 (3) その他管理上支障があると認める者。
	参考事項	
備考		